官

五を削る。

林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次 平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号 のように改正し、公布の日から施行する。 七十三号)別表二の付表第十九の規定に基づき、 〇農林水産省告示第七百五十四号 (アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農 平成二十一年六月五日 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第 茂

を次のように改める。 農林水産大臣 石破

に該当するものであること。 物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植 さくらんぼの生果実であって、 植物及び地域 次のいずれか

査 (生果実に係る有害動物の付着の有無に関関する調査をいう。以下同じ。)及び生果実調 物防疫機関がコドリンガについて二のトラップ アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植 区として指定した地域で生産されたものであ という。)で生産されたものであること。 として指定した生産地 (以下「指定生産地」 する調査をいう。以下同じ。)が行われる区域 プ調査 (トラップを用いた有害動物の有無に ること。

四 一の二の場合にあっては、二の短四に次のように加え、四を五とする。 きる。 限る。)の確認をもって消毒に代えることがで 一の二の場合にあっては、二の調査の結果 (四の二のイに定める要件に該当するものに

三の□のイを次のように改め、三を四とする。 寄生がない指定生産地で生産されたもので 当たりのコドリンガの誘殺虫数が平均で一 指定生産地で生産されたものであること及 週間当たり次に掲げる頭数を超えていない び二の□の生果実調査の結果コドリンガの 五の消毒が行われたものであること又は 一の一のトラップ調査の結果トラップ一個

の次に次のように加える 指定生産地における調査 を三とする。 (1) (P)

トラップ調査が行われていること。 うこと。

生果実調査が行われていること。 一の〇の場合にあっては、次の方法により

ウ 収穫前の成熟した果実又は収穫した果実 イ 指定生産地又はこん包施設で調査を行う ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行 ح うこと。

認」に改め、七を九とする。 のイに定める要件に該当するものに限る。)の の検査及び五の消毒又は二の調査の結果 (四の 確に実施されていることが植物防疫官により確四の一の検査及び五の消毒又は二の調査が的 七中「三の一の検査及び四の消毒」を「四の 認されること。 六を次のように改める。 植物防疫官による確認 を対象に行うこと。

ڮ られているものとして指定した施設であるこ 衆国植物防疫機関による封印がなされてい 各こん包又は束ねたこん包には、アメリカ合

が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じ

こん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関

六の次に次のように加える。

こん包施設

カリフォルニア州においては十頭 オレゴン州及びワシントン州において

一の口の場合にあっては、次の方法により

イ 指定生産地において七ヘクタール当たり ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行 一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。 置数を二個とする。)のトラップを設置し、 個 (小数点以下は切り上げとし、最低設